

(報道発表資料)



令和6年5月20日
京都市保健福祉局
〔障害保健福祉推進室 (075 - 222 - 4161)〕
〔生活福祉部保険年金課 (075 - 213 - 2993)〕

障害者医療費支給制度の精神障害のある方への対象拡充

京都市では、重度の障害のある方が健康保険証を使って医療機関等を受診された場合に、窓口で支払われる医療費（健康保険の自己負担額）を支給する「障害者医療費支給制度（※）」を実施しています。

この度、本制度の対象者を重度の精神障害のある方にも拡充します。

※ 国民健康保険などの被保険者を対象とした「重度心身障害者医療費支給制度」と、後期高齢者医療の被保険者を対象とした「重度障害老人健康管理費支給制度」の両方を指します。

1 新たに対象となる方

京都市内にお住まいで、被用者保険や国民健康保険などの健康保険に加入している次のいずれかに該当する方

- ① 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- ② 精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている方で、かつ、身体障害者手帳3級の交付を受けている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている方で、かつ、知的障害者更生相談所及び児童相談所において知能指数が50以下と判定された方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている方のうち、直近の更新前は手帳の等級が1級であった方

2 拡充開始時期

令和6年8月1日受診分から

3 申請の方法等

- ・ 令和6年5月下旬以降、新たに対象となる精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方に申請書等を郵送しますので、本制度の利用を希望される方は、申請書に必要書類を添えて、御返送（郵送）ください。
- ・ 審査の結果、認定となった場合は、本制度の福祉医療費受給者証等を郵送します。
- ・ なお、申請書等が届いた方でも、審査の結果、所得等の要件によって対象とならない場合がありますので御留意ください。

4 問合せ先

京都市障害者医療事前申請事務センター（障害保健福祉推進室内）

TEL: 075-222-4566 / FAX: 075-251-2940

受付時間：8：45～17：00（土、日、祝日は除く）

5 その他

- 申請の具体的は方法等についてはホームページを御確認ください。
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000326136.html>
- 多数の申請が集中し、審査に時間を要することが予想されますので、余裕をもってお早めに申請いただきますよう、御協力をお願いいたします。

